

日程第 7. 議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 7. 議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。審査の経過 本案は、3 月 3 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月 10 日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行いました。同月 16 日に、まとめと採決を行いました。審査の過程における条例改正の説明のなかで、日額報酬の支払方法の改正及び重複支給の禁止を規定する内容との説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。